

## 省エネ改修サポート事業者 募集要領

### (趣 旨)

第1 この要領は、「建築物の省エネ改修サポート制度実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、長野県(以下「県」という。)が実施する「建築物の省エネ改修サポート制度」(以下「本事業」という。)において、業務の中で住宅等を訪問する機会や、建築物の所有者等から依頼を受けた際に、建築物の概算のエネルギー性能診断及び建築物のエネルギー性能の向上に向けたアドバイス(以下「簡易診断等」という。)を行う「省エネ改修サポート事業者」を募集するに当たり、必要な事項を定める。

### (募集要件)

第2 省エネ改修サポート事業者の認定を受けようとする事業者(以下「認定希望事業者」という。)は、次の(1)から(3)の要件を満たす必要がある。

#### (1) 事業計画書等の提出

次のアからエに掲げる書類を知事に提出すること。

ア 建築物の省エネ改修サポート制度参加申込書(実施要綱様式第1号)

イ 次の(ア)から(ク)に掲げる事項の遵守に係る誓約書(別紙1)

#### (ア) 法令の遵守等

a 省エネ改修サポート事業者は法令を遵守し、誠実に責務を果たすこと。

b 省エネ改修サポート事業者は、本事業の実施に当たって不明な点や解釈に疑義が生じた場合は、県と協議のうえ、県の指示に従うこと。

c 省エネ改修サポート事業者の認定後、予測できなかった社会情勢の変化、利用者数の多寡等が生じ、本事業の内容や提供方法等に変更が必要な場合は、県と協議のうえ、県の指示に従うこと。

#### (イ) 簡易診断等に係る安全性の確保

省エネ改修サポート事業者は、簡易診断等の実施に付随した様々な事故による省エネ改修アドバイザーの負傷など賠償責任等が生じた場合に対応できるよう、保険への加入を行う等、簡易診断等の安全性を確保するための措置を適宜講じること。

なお、簡易診断等の際に生じた省エネ改修アドバイザーの負傷や賠償責任等については、省エネ改修サポート事業者が一切の責任を負うこと。

#### (ロ) 委託の禁止

省エネ改修サポート事業者は、本事業の全部または主要な部分について、第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。

#### (ハ) 県実施事業への協力

省エネ改修サポート事業者は、本事業に係る責任者を明確にし、本事業の運営に係る県との連絡調整等に参加するとともに、県が実施する事業を理解し事業運営に協力すること。

#### (ニ) 個人情報の保護

省エネ改修サポート事業者は、個人情報の取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。

#### (ヒ) 簡易診断ツールの無断提供の禁止

省エネ改修サポート事業者は、県から提供を受けた建築物のエネルギー性能に係る簡易診断ツールについて、有償・無償に関わらず、自己が監督する省エネ改修アドバイザー以外の第三者に提供してはならないこと。

#### (ヘ) 簡易診断ツールの管理

省エネ改修サポート事業者は、自己及び自己が監督する省エネ改修アドバイザーが利用する簡易診断ツールの取扱いには十分留意し、漏えい、改変及び無断複製の防止その他の

適切な管理のために必要な措置を講じること。

なお、自己が監督する省エネ改修アドバイザーが利用する簡易診断ツールについて、当該省エネ改修アドバイザーが自己の監督下から離れ、又はその登録に係る効力を失った時は、省エネ改修サポート事業者の責任においてその全てを廃棄しなければならない。

(ク) 簡易診断等の受診者の安全性の確保

省エネ改修サポート事業者は、簡易診断等の際に生じた不慮の事故による受診者の負傷など賠償責任等が生じた場合に対応できるよう、保険への加入を行う等、安全性を確保するための措置を適宜講じること。なお、受診者の負傷や賠償責任等については、省エネ改修サポート事業者が一切の責任を負うこと。

ウ 認定希望事業者の事業概要が分かる書類（パンフレット、ホームページの写し等）

エ 次の(ア)から(カ)に掲げる内容を含む事業計画書（別紙2）

(ア) 簡易診断等に係る実施体制

省エネ改修サポート事業者は、建築物のエネルギー性能の重要性に関する普及啓発を広範に行うため、省エネ改修アドバイザーが住宅の所有者等に対して簡易診断等を適切に実施できる体制を整備すること。このため、省エネ改修サポート事業者は、省エネ改修アドバイザーの登録を受けようとする社員等を県が実施する研修へ派遣するとともに、その登録予定人数や氏名等の情報を事業計画書において示すこと。

また、本事業の目的及び省エネ改修アドバイザーが遵守すべき事項として別に定める「省エネ改修アドバイザー遵守規程」の周知や、省エネ改修アドバイザーの活動に対して指導・監督を行うこと。

(イ) 簡易診断等の内容及び方法

省エネ改修サポート事業者は、次の事項を踏まえたうえで、簡易診断等の内容及び方法を設定すること。

- a 省エネ改修サポート事業者は、建築物の省エネ等に関する知見を有するとともに、インスペクションやリフォーム相談等により建築物の所有者等と接する機会（訪問する機会）を有する事業者であり、その業務基盤を通じた簡易診断等の実施が期待される。

特に、インスペクションが多く活用される中古住宅の売買時などは、その前後に改修が行われる確率が高いことから、インスペクションの依頼者が望まない場合や、その他やむを得ない場合を除き、インスペクション実施時には必ず簡易診断等を行うこと。

<簡易診断等の標準的方法>

○簡易診断

簡易診断等の実施方法については、県が実施する省エネ改修アドバイザー講習会において研修を行うこととする。

省エネ改修アドバイザー講習会の内容に基づく方法に加えて、建築物のエネルギー性能のさらなる向上を目的に実施する取組は妨げない。簡易診断において使用する書類・機材（県が提供する配布物を除く。）の用意がある場合は、これについても事業計画書に示すこと。

○建築物のエネルギー性能の向上に向けたアドバイス

簡易診断の結果（診断レポート）や、県が作成する省エネ改修の効果を啓発する広報冊子等を活用し、省エネ改修の検討に必要な助言を実施すること。

- b 省エネ改修サポート事業者は、上記 a の業務基盤を通じた建築物の所有者等への訪問時に限らず、建築物の所有者等から簡易診断等の受診の申し出を受けた場合は、省エネ改修アドバイザーの日程や簡易診断の実施希望場所までの距離等を勘案しながら、可能な限り簡易診断等を行うよう努めること。

(ウ) 簡易診断等の年間実施規模

省エネ改修サポート事業者は、簡易診断等の実施予定件数及び活動区域等の実施予定規模を示し、当該実施予定規模に対して簡易診断等を適切に実施できる体制を整備すること。

(エ) 本事業の周知と簡易診断の受診希望者の募集及び申込受付方法

省エネ改修サポート事業者は、建築物のエネルギー性能の重要性に係る普及啓発を適切かつ広範に展開するため、機会を捉えて建築物の所有者等や一般県民に対して本事業の周知を図るとともに、あわせて簡易診断の受診希望の有無を確認し、受診希望がある場合は申込の受付を行うこと。

(オ) 県民からの問合せ対応等

省エネ改修サポート事業者は、本事業の担当者を置き、県民及び簡易診断等の受診者からの問合せ等に真摯に対応すること。

(カ) 県への活動実績報告（別紙４）

省エネ改修サポート事業者は、その監督する省エネ改修アドバイザーが実施した簡易診断等の実施件数、実施年月日、実施地域、物件概要、診断結果及び県民からの問い合わせ・苦情等に関する記録を、別紙４により別途県が通知する期日までに電子データで報告すること。

(2) 事業費の負担

省エネ改修アドバイザーの指導・監督や、建築物のエネルギー性能の向上に向けたアドバイス、簡易診断の実施・結果説明及び研修の受講に要する交通費、県民からの受付・問い合わせ対応等、第２の(1)エの(ア)から(カ)に掲げる事項に要する経費を、省エネ改修サポート事業者が負担すること。

ただし、省エネ改修アドバイザーが簡易診断等を行う際に活用する簡易診断ツールの開発、省エネ改修アドバイザー講習会の開催及び省エネ改修アドバイザー登録証の発行に要する経費は県が負担する。

なお、省エネ改修サポート事業者及び省エネ改修アドバイザーは、簡易診断等の対価として、受診者等から診断料等を徴収することはできない。ただし、実施要綱第５条第３項に規定する実費相当の旅費に限っては、受診者等に対しあらかじめ承諾を受けた上でこれを徴収することができる。

(3) その他備えるべき要件

公序良俗に反する事業、政治、宗教を主たる目的とした活動を行っていないこと。

(認定方法)

第３ 知事は、第２の(1)の内容について提出を受けたときは、実施要綱第７条第１項の規定により、省エネ改修サポート事業者の認定をし、又はしない旨の決定を行い、認定希望事業者に対してその旨の通知を行うこととする。また、省エネ改修サポート事業者の認定を受けた事業者は、本事業の実施にあたり、知事と事業実施協定を締結することとする。

２ 知事は、前項における省エネ改修サポート事業者の認定にあたっては、実施要綱第７条第２項の認定基準により評価を行うものとする。

(申込方法)

第４ 第２の(1)アからエまでの書類に必要事項を記載し、各１部を県が別に指定する提出先に郵送又は持参にて提出すること。なお、提出された関係書類は返却しない。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 9 日から施行する。